

大阪広域水道企業団告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、大阪広域水道企業団の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託する。

令和4年1月5日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

スマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における収納の事務

2 受託者の名称等

委託事務の範囲	受託者の名称	受託者の所在地	提携スマホ決済提供元の 本部所在地、名称	チェーン名
豊能水道事業における水道料金収納事務及び豊能町から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料収納事務	株式会社しんきん 情報サービス	東京都港区港南一丁目 8番27号	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 KDDI株式会社	au PAY
			東京都千代田区内幸町一丁目1番1号 ビリングシステム株式会社	Pay B
			東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 Pay Pay株式会社	Pay Pay
			東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	LINE / LINE Pay
			東京都港区港南二丁目16番5号 楽天銀行株式会社	楽天銀行コンビニ支払 サービス

3 委託期間

令和4年2月1日から令和4年3月31日まで